

## 第2号様式

遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明について（概要）

（令和6年5月29日 鹿捜一第141号）

本通達は、警察が取り扱う死体の引渡し時に、遺族等の取扱死体を引き渡すことが  
適当と認められる者に対して行うべき説明事項や方法等を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 遺族等の範囲
- 説明事項
- 説明方法

等である。